

文例（相続人が多い場合）

第1条 遺言者は、遺言者名義の次の預金を、妻〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

金融機関 株式会社〇〇銀行〇〇〇支店
種類 普通預金
口座番号 〇〇〇〇〇

第2条 遺言者は、遺言者の有する次の財産を、長男〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

1 預貯金

金融機関 株式会社〇〇銀行〇〇〇支店
種類 普通預金
口座番号 〇〇〇〇〇
名義人 遺言者

2 第1条、第3条ないし第6条に記載する財産を除く遺言者の有する一切の財産

第3条 遺言者は、遺言者名義の次の預金を、長女〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

金融機関 株式会社〇〇銀行〇〇〇支店
種類 普通預金
口座番号 〇〇〇〇〇

第4条 遺言者は、遺言者名義の次の株式を、二女〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

- 1 〇〇株式会社 〇〇株
- 2 株式会社〇〇 〇〇株

第5条 遺言者は、遺言者名義の次の預金を、亡二男〇〇〇〇（死亡年月日）の長男〇〇〇〇（生年月日）および二男〇〇〇〇（生年月日）にそれぞれ2分の1の割合で、代襲相続させる。

金融機関 株式会社〇〇銀行〇〇〇支店
種類 普通預金
口座番号 〇〇〇〇〇

第6条 遺言者は、遺言者の有する次の財産を、前妻〇〇〇〇との間の長男〇〇〇〇（生年月日）に、相続させる。

現金〇〇〇万円

第7条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住所 東京都〇〇区〇〇・・・
職業 〇〇〇
氏名 〇〇〇〇
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

｜相続人に注意

相続人が多いケースとは、子の数が多かったり、養子縁組を行っていたり、代襲相続が発生していたり、などが考えられます。相続人として忘れていたり、抜けたりして、財産を残さなかった場合に、当該相続人が遺留分権利者ですと、後に遺留分請求のおそれがあります。相続人間に無用なトラブルが生じることもあり得ますので、戸籍謄本を取り寄せて、相続人について確認する必要があります。戸籍謄本の見方は複雑な場合がありますので、弁護士などの法律専門家に相談して確認してみましょう。

｜遺言執行者の指定

相続人が多い場合、相続人間の調整が困難になることが多いですし、また相続人間で疎遠になっているケースも考えられます。相続分の指定だけだと、遺産分割協議が大変になりますので、遺産分割の指定をし、具体的にどの財産を誰に相続させるかまで決めておきましょう。また、相続人の数が多い場合は、手続きを円滑に進めるために弁護士などの専門家を遺言執行者に指定しておきましょう。